

議案第 27 号

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校体育施設使用料条例（平成 17 年条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表				別表			
夜間照明施設使用料				夜間照明施設使用料			
設置場所		使用料（円）		設置場所		使用料（円）	
（略）				（略）			
八幡浜市立喜須来小学校		9 5 0		八幡浜市立喜須来小学校		9 5 0	
八幡浜市立八幡浜中学校		2, 8 3 0		八幡浜市立愛宕中学校		3, 1 5 0	
				八幡浜市立八代中学校		2, 8 3 0	
				八幡浜市立松柏中学校		2, 1 0 0	
（略）				（略）			
体育館照明施設使用料				体育館照明施設使用料			
施設名	使用区分	2時間以内の額（円）	1時間超過との加算額（円）	施設名	使用区分	2時間以内の額（円）	1時間超過との加算額（円）
（略）				（略）			
八幡浜市立喜須来小学校	全面	6 3 0	3 2 0	八幡浜市立喜須来小学校	全面	6 3 0	3 2 0
	1コート当たり	3 2 0	1 5 0		1コート当たり	3 2 0	1 5 0
八幡浜市立八幡浜中学校	全面	5 8 0	2 4 0	八幡浜市立愛宕中学校	全面	5 8 0	2 4 0
				八幡浜市立八代中学校	全面	5 8 0	2 4 0

				八幡浜市立松柏 中学校	全面	370	180
(略)				(略)			
※ (略)				※ (略)			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市立学校体育施設使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和7年4月1日から愛宕中学校、八代中学校及び松柏中学校を統合し、八幡浜中学校を新設することに伴い、所要の改正を行うため。